

議第168号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項後段中「，若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り，同条第4項中「，若しくは失職し」を削る。

第17条の2各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同条第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り，同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条第1項後段中「，若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り，同条第3項中「，若しくは失職し」を削り，同条第4項中「，「第18条第3項」を「「第18条第3項」と，「第2項」とあるのは「第18条第2項」と，同項第1号中「第2項」とあるのは「第18条第2項」」に改める。

附 則

この条例は，令和元年12月14日から施行する。ただし，第17条の2の改正規定（同条第2号の改正規定を除く。）及び第18条第4項の改正規定は，公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い，規定を整備する等の必要があるので提案する。